⑩ A supplier who have received Implementation Guidelines and Tendering documentation.

⑪ A supplier who has been given a briefing on the outline of Service Consignment of Investigation, Management, etc. of National Properties (Fukuoka and Saga area) at the tender briefing session, etc.

⑫ Submission of Tender by Tendering Group

(a) In cases where, a single supplier is unable to implement all the services, a tender may be submitted by a group of two or more service suppliers (hereinafter the "tendering group"). In such case, one of the tendering group members, acting as the representative of the group, shall submit the proposal and take the tender procedures in such representative's name. For making an application for participation in tender procedures, a tendering group is required to prepare a written agreement for the creation of a tendering group and submit it.

For implementing the Service Consignment of Investigation, Management, etc. of National Properties (Fukuoka and Saga area), the representative of the tendering group shall be responsible for coordination and liaison with the government. In addition, the tendering group members shall also coordinate with the government so that the services will be implemented in a smooth and efficient manner.

A tendering group member may not, solely or jointly with another tendering group participating in the same tender, submit the tender.

(b) The representative of the group shall satisfy all of the requirements specified in items ① to ③ and ⑤ to ⑪ above. The members of the group shall satisfy all of the requirements specified in items ① to ③ and ⑤ to ⑨ above.

With regard to the requirements set out in item ④ above, it is sufficient that the tendering group as a whole satisfies all these requirements; however, the representative and each group member shall have at least one type of qualification for participation in the tendering procedures.

(7) Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. February 17, 2026.

(8) Contact point for the notice : Supervisory Officer for National Property Management, Fukuoka Local Finance Branch Bureau, Fukuoka National Government Building 2—11—1 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, Fukuoka Pref 812—0013 Japan, TEL 092—411—5109.

(9) For details, refer to Implementation Guidelines and Tendering documentation.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年11月25日

支出負担行為担当官

福岡財務支局財務主幹　林　　信裕

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　40

1　政府電子調達システムの利用

本調達は、「政府電子調達システム」（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2　調達内容

(1) 品目分類番号　78

(2) 調達件名及び予定数量　未利用国有地の管理等業務（維持管理等業務：北九州地区）【単価契約】一式

(3) 調達案件の特質等　「福岡財務支局の未利用国有地の管理等業務における競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）及び入札説明書による。

(4) 履行期間　契約締結日から令和11年３月31日まで。

(5) 履行場所　実施要項及び入札説明書による。

(6) 入札方法　業務ごとの単価に委託予定数量を乗じた金額の合計とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

3　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき民事再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者。

(4) 入札を行う地域の競争参加資格（全省庁統一資格又は財務省競争参加資格）を有する者又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

なお、全省庁統一資格は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付け、財務省競争参加資格は、当局ホームページに記載されている時期及び場所で受け付ける。

また、仕様書で定める業務に応じて、次の①から⑧の資格を全て有する者であること。

① 「巡回業務」を行う者は、令和７・８年度財務省北九州地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち営業品目が「建物管理等各種保守管理」又は「その他」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

② 「草刈・保守業務」を行う者は、令和７・８年度財務省北九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち営業品目が「建物管理等各種保守管理」又は「その他」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

③ 「柵設置業務」及び「建物開口部閉鎖業務」を行う者は、令和７・８年度財務省北九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

④ 「看板作成設置等業務」及び「投棄物撤去業務」を行う者は、令和７・８年度財務省北九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち営業品目が「建物管理等各種保守管理」又は「その他」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。